

専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定に基づきこれを報告するものとする。

令和 3 年 3 月 3 日提出

日立市長 小 川 春 樹

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和3年2月5日

日立市長 小 川 春 樹

記

損害賠償の額を定めることについて

令和2年12月14日午前10時40分頃、日立市□□町□□□番□
地先市道18号路上において、側溝蓋が破損していたため、日立市□□
□町□丁目□□番□号株式会社□□□の所有する自動車が走行した際、
左側後輪がこれに接触し、当該自動車に物損を与えたので、この損害に
対する賠償の額を下記のとおり定める。

記

損害賠償額 金12,980円